第２号様式

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和　　年　月　日

山口市長　様

事業者　名　　　称

　　　　代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 事業者（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １　届出の内容 |
|  | （１）法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係（整備） |
|  | （２）法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係（区分の変更） |
| ２　事　　業　　者 | フ　リ　ガ　ナ |  |
| 名称又は氏名 |  |
| 住　　　所（主たる事務所の所在地） | （郵便番号　　－　　　　　）　　　　都道　　　　　　　　郡　市　　　　府県　　　　　　　　区 |
| （ビルの名称等） |
| 連　　絡　　先 | 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 法人の種別 |  |
| 代表者の職名・氏名・生年月日 | 職名 |  | フリガナ |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 氏　名 |  |
| 代表者の住所 | （郵便番号　　－　　　　　）　　　　都道　　　　　　　　郡　市　　　　府県　　　　　　　　区 |
| （ビルの名称等） |
| ３　事業所名称等　　及び所在地 | 事業所名称 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービス種別 | 所　在　地 |
| 計　　ヵ所 |  |  |  | （郵便番号　－　） |
| ４　児童福祉法上の該当する条文（事業者の区分） | （１）法第21条の5の26（指定障害児通所支援事業者等）　　 |
| （２）法第24条の19の2（指定障害児入所施設等の設置者） |
| （３）法第24条の38（指定障害児相談支援事業者） |
| ５　児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項 | 第２号 | 法令遵守責任者の氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ） | 生年月日 |
|  |  |
| 第３号 | 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |
| 第４号 | 業務執行の状況の監査の方法の概要 |
| ６ 区分変更 | 区分変更前の行政機関名称、担当部（局）課 |  |
| 事業者（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分変更の理由 |  |
| 区分変更後の行政機関名称、担当部（局）課 |  |
| 区　分　変　更　日 | 　　　　年　　　月　　　日 |

児童福祉法抜粋

（届出の内容）

|  |
| --- |
| （１）児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係（整備） |
| （２）児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係（区分の変更） |

|  |
| --- |
| 児童福祉法第二十一条の五の二十六　指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。②　指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところによ　り、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。一　次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者　都道府県知事二　当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者　指定都市の長三　当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者　中核市の長四　当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者　厚生労働大臣③　前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。④　第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。⑤　厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする |

|  |
| --- |
| 第二十四条の十九の二　第二節第三款の規定（中核市の長に係る部分を除く。）は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |

|  |
| --- |
| 第二十四条の三十八　指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。②　指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。一　次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者　都道府県知事二　指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの　市町村長三　当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者　厚生労働大臣③　前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。④　第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。⑤　厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。 |